非農地証明願いを申請される方へ

非農地証明願いを行う際に、現地の状況や農業振興計画地・農地区分の調査等が必要となるため、審査に時間を要する場合があります。ご連絡先をお伺いし、非農地証明について担当からご説明させていただく場合がありますのでご了承ください。

杵築市農業委員会事務局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　0978－64－0711

**非農地証明願いに係る提出書類一覧**

・提出書類（必須）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | 提出書類  （必須） | 書類の確認内容 | 備　　　考（発行先等） |
|  | 申請書（非農地証明願） | 申請内容全般に  関するもの | ・押印自体は不要ですが、申請書の書き間違えが多いため、可能であれば押印と捨印を押して提出していただけると幸いです。 |

・その他関係書類（必要に応じてご準備願います。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | その他関係書類  （必要に応じて） | 書類の確認内容 | 備　　　考（発行先等） |
| ② | 委任状 | 申請者に関するもの | ・申請者の代理人として行政書士等が申請手続きを行う場合。 |
| ③ | 住民票 | 〃 | ・申請者の現住所が市外の場合、または土地の全部事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合。 |
| ④ | 法人の定款もしくは  法人の登記事項証明書 | 〃 | ・申請者が法人の場合。写し可（申請日（受理）から３か月前の日以降のもの）。 |
| ⑤ | 土地の全部事項証明書 | 土地の状況等に  関するもの | ・法務局にて取得してください。  （申請日（受理）から３か月前の日以降のもの、申請地一筆ごと） |
| ⑥ | 字図 | 〃 | ・申請地周辺の地番、地目、地積、土地所有者等を記載。（写し可） |
| ⑦ | 現況写真 | 申請地現況  確認資料 | ・申請地の現在の状況が把握できるもの。 |
| ⑧ | 申請地付近見取図 | 〃 | ・申請地周辺が把握できるもの。  （住宅地図等（申請地を明記）） |
| ⑨ | 農地転用  許可指令書の写し | 〃 | ・該当があればご提出ください（過去に転用許可がある場合） |
| ⑩ | 現況証明書発行基準  ２の５に該当する  場合の始末書等 | 〃 | ・無断転用等追認事案　他  詳細につきましてはお問い合わせください。 |
| ⑪ | 農振法適用除外証明 | 杵築市農業振興地域整備計画により農用地区域に指定されているかどうかの確認 | ・非農地申請を行う前に、事前に農業振興地域からの除外申請が必要となります。  ・本庁舎１階農林水産課にて除外の確認ができた場合は提出不要。 |

**この一覧は、お知らせなく変更する場合があります。案件により不要となる書類が発生**

**することがあります。また、必要に応じて参考となる書類を求める場合があります。**

・申請書の受付締め切り：**毎月１５日（土、日、祝日の場合はその前日（平日））**

（※書類審査には時間を要するため、事前にご相談ください。また、添付書類に支障がある場合は受理できない場合があります。）

・受付締め切り後の翌日（平日）から地域担当農業委員、推進委員による現地調査を行い

ます。詳細については後日連絡します。**原則立会をお願いします。**

・申請については**正本１部をご準備ください。**

・相続登記が済んでいない場合は、**事前（申請前）に相続登記をおこなってください。**

（※基本的には土地所有者（ご存命の方）からの申請受付となります。）

・**農業者年金（経営移譲年金）を受給されている方**は、農地転用により受給額に影響することがありますので、**事前にご相談ください。**

・証明願受理後に原則翌月の議案として総会に上程し、承認後に証明書を交付します。

総会での承認後に農業委員会から証明書交付の準備ができましたら、受け取り依頼の連絡をさせていただきますので、**印鑑（認印可）・手数料300円**をご持参して受け取りをお願い致します。

お問い合わせ：杵築市農業委員会事務局農地・管理係

非農地証明担当　0978-64-0711